

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「国家公安委員会関係産業競争力強化法第11条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」に係る意見公募手続の実施結果について</p>	<p>令和2年7月30日 生活安全局</p>
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>行政手続法第39条第1項の規定により「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」を一般に公表し、意見を募集した結果について、行政手続法第43条第4項の規定により公示するもの。</p> <p><b>2 命令等の題名</b></p> <p>国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案</p> <p><b>3 意見募集の期間</b></p> <p>令和2年3月25日（水）から令和2年4月23日（木）までの間（30日間）</p> <p><b>4 実施結果</b></p> <p>(1) 寄せられた意見等の総数 2,615件</p> <p>(2) 実施結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来店せずに質入れを行うことができれば利便性の向上につながる等の意見があった一方で、</li> <li>・ 質取引は、古物の買取りと違い、利用者の質物を大切に保管し、完全な形で返さなければならないところ、今般意見募集を行った内閣府令案に基づく非対面の質取引の場合、返還時の質物の破損や状態変化、紛失、取り違え、誤引渡し等が生じるおそれがある</li> <li>・ 対面の質取引の場合には可能であった、質置主に対する観察や質問による盗品等の看破が困難になり、盗品等の流入が増加するおそれがある</li> </ul> <p>等の慎重な立場からの意見が多数あったこと等を踏まえ、今般意見募集を行った内閣府令案については制定しないこととし、引き続き幅広い観点から検討を行うこととする。</p>		

公安委員会	産業競争力強化法に基づく	令和2年7月30日
説明資料No. 2	新たな規制の特例措置について	交通 局

## 1 概要

- (1) 産業競争力強化法の規定に基づき、事業者から経済産業大臣に、いわゆる「電動キックボード」の普通自転車専用通行帯における通行等について要望書が提出され、同大臣から新たな規制の特例措置の整備の要請。
- (2) これを受け、下記2の特例措置を定める共同命令等のパブリックコメントを実施するとともに、同法第6条第5項の規定に基づき、経済産業大臣に対し、特例措置を講ずる旨を通知し、公表する。

※ パブリックコメントは令和2年8月3日（月）から同年9月1日（火）までの間、実施。

## 2 特例措置の概要

- (1) 新事業活動を実施する区域においては、貸し渡されている、いわゆる「電動キックボード」（原動機付自転車）が普通自転車専用通行帯を通行することができるよう、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の適用に関する新たな特例措置を講ずる。
- (2) 特例措置の対象となる原動機付自転車の基準については、国家公安委員会告示において、車体の大きさ（長さ140センチメートル等）、重量（40キログラム以下）及び構造（最高速度20キロメートル毎時未満等）の基準を定めることとする。

※ 他に道路運送車両法上の保安基準（前照灯の高さ及び番号灯の設置）に係る特例措置についても要望されており国土交通大臣において対応する予定。

## 1 刑法犯認知・検挙状況

	R2.6末	R元.6末	増減数	増減率(%)
認知件数	307,644	363,654	-56,010	-15.4
検挙件数	136,531	141,217	-4,686	-3.3
検挙人員	88,523	92,568	-4,045	-4.4
検挙率(%)	44.4	38.8	+5.6ポイント	

## 2 主な特徴点

### (1) 認知状況

- 令和2年上半期における刑法犯認知件数は30万7,644件で、戦後最少であった令和元年（74万8,559件）の上半期（36万3,654件）を更に下回った（前年同期比で15.4%減少。）。このうち、重要犯罪の認知件数も前年同期比で10.8%減少した。

- 刑法犯認知件数のうち、特に、街頭犯罪の認知件数が大きく減少しており、前年同期比で22.4%減少した。とりわけ、4、5月の減少幅が大きくなっている。

包括罪種別に見ると、刑法犯認知件数の7割を占める窃盗犯の認知件数が大きく減少しており、前年同期比で17.8%減少した（このうち、重要窃盗犯の認知件数は前年同期比で16.1%減少。）。

- 特殊詐欺の認知件数は6,861件と、前年同期比で14.4%減少した（その被害額も約128.6億円と、前年同期比で15.6%減少。）。

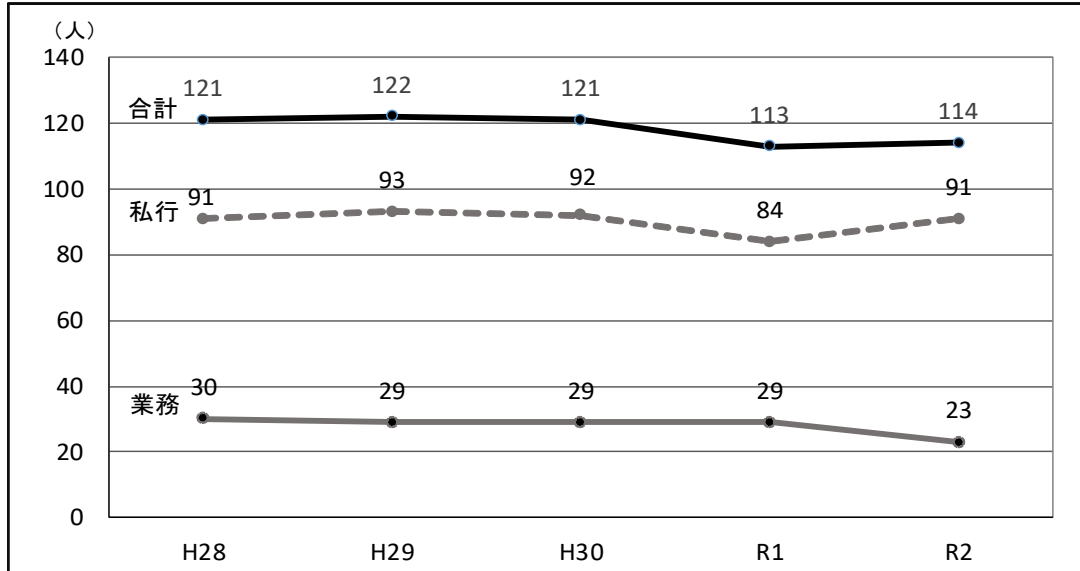
特殊詐欺における高齢者（65歳以上）被害の割合は85.9%と、引き続き非常に高くなっている（刑法犯全体においては17.0%。）。

### (2) 検挙状況

- 令和2年上半期における刑法犯の検挙率は44.4%、重要犯罪の検挙率は91.9%、重要窃盗犯の検挙率は66.2%であった。

- 刑法犯、重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙率はいずれも平成10年代半ば以降上昇傾向にあり、本年上半期は前年同期比で全て上昇した（それぞれ5.6ポイント、7.9ポイント、4.3ポイント上昇。）。

1 懲戒処分者数の推移（上半期）



2 事由・処分別

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		1	2	1	4(+ 1)
被疑者事故等					0(± 0)
情報管理・取扱不適切					0(± 0)
職権濫用・収賄供応等	1		1		2(- 1)
犯人隠避等		3	1		4(- 3)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等		2	1	2	5(- 2)
物品管理不適切等					0(- 2)
その他の勤務規律違反等				4	4(+ 2)
暴行・傷害等	1	2	2	1	6(+ 1)
窃盗・詐欺・横領等	5	2	16	1	24(- 3)
交通事故・違反	1	5	4	6	16(- 5)
異性関係	4	10	24	4	42(+ 7)
その他の法令違反等	5		2		7(+ 6)
監督責任					0(± 0)
計	17 (+ 6)	25 (- 3)	53 (- 8)	19 (+ 6)	114(+ 1)

※ ( ) 内は前年同期比を示す。